

公安委員会定例会議の開催状況

第1 日時 令和8年8月5日（水）午後1時30分から午後3時45分までの間

第2 出席者 松尾委員長（司会）、刈谷委員、前田委員

本部長・警務部長・生活安全部長・刑事部長・交通部長・警備部長・情報通信部長
首席監察官・総務参事官・人身安全対処参事官・組織犯罪対策参事官

第3 議事の概要

1 委員説示

刈谷委員から、「私が所属している地域貢献プロジェクトの定例会で、各企業等が行っている社会貢献活動についてのアンケートがなされた。多くの企業では、一斉清掃をしているという回答であり、これを機に、自社でも社会貢献活動を始めることにしたところ、先日銀行が主催する会に出席したときに、防災士取得の話が出た。防災士の基本理念を調べると、自助、共助、協働ということであった。協働の部分でいえば、警察も含めて地方公共団体等とも一緒になって活動することができるということで、いざ何か起こったときに役に立ち社会貢献できるので、社内で防災士取得を進めていく。」旨の説示があった。

2 報告事項

(1) 令和8年6月議会等の開催結果について（資料1）

総務参事官から、令和8年6月議会等の開催結果について総括説明がなされた後、各質問に対する答弁趣旨について、生活安全部長、交通部長、警備部長及び首席監察官から説明があった。

刈谷委員から、「信号機のない横断歩道手前における車の一時停止率が改善された質問は、労いの意味も込められているもので、警察にとってもありがたく励みになる良い言葉をいただけたと思っている。新県民体育館の整備の話は、イベント終了後、来場者が公共交通機関に殺到することが予想されるので、主催者側とも十分

協議して事故のないようにしていただきたい。自転車の交通違反に対する指導取締りの話は、中高生に対する指導警告件数が多いということで、学校や県教育委員会と連携した取組を行うとともに、県土木等とも連携して自転車が安全に走行できる道路環境の整備に努めていただきたい。総務委員会で説明した懲戒処分の話は、ストレスが溜まりやすい仕事ということもあり、引き続き、職員のストレス、身上把握をしっかりとおこなっていただきたい。身上把握にあたっては、アルコール、ギャンブルの依存症も含めて把握いただきたい。」旨の発言があった。

前田委員から、「今回の県議会において、いくつかの質問が出され、それぞれに適切に回答していただき、高知県の未来を作っていく主要なメンバーに、高知県警の現状を認識していただけたということで良い機会であった。県議会とは今後も連携することが重要で、特に南海トラフ地震対策、特殊詐欺被害防止の面で情報共有を図り、連携していただきたい。」旨の発言があった。

松尾委員長から、「新県民体育館の整備の話は、利用客が公共交通機関に殺到するおそれについて、何かが起こってからでは遅いので、警察が考える懸念事項については、知事部局等と情報共有を図り、十分な連携を取っていただきたい。総務委員会での懲戒処分の報告は、今後報告することがないようにしていただきたい。」旨の発言があった。

(2) 交番・駐在所の在り方の検討について（資料２）

警務部長から、交番・駐在所の在り方の検討について説明があった。

刈谷委員から、「高知県は中山間地に駐在所があるので、その地域において警察署自体とは違った役割を持っているのではないかと。駐在所があったことによる好事例は把握しているのか。」旨の質問があり、警務部長から、「一つはやはり安心感で、そこに警察官が居てくれるという安心感は大きいと思う。また、身近な駐在所員が巡回連絡等を通じて良好な関係性を築き、様々な連絡がスムーズに流れるということもあると思う。今回の取組は、駐在所の機能、役割自体を否定するものではなく、これまで通り地域を担当する警察官は存在し、全体最適の観点から署で勤務することである。本来的に求められる駐在所の役割は決して失わないようにしようということを我々は考えている。何か起こったときに限りなく対応することを考えると、駐在所員で対応するよりも、署に人員を集約してスピーディーに対応すると

ということも一理あると考えている。住民の方の懸念は理解しているところ、駐在所から警察官がいなくなるという単純なことではないことについて住民の方には丁寧に説明する必要があると思っている。」旨の説明があった。同委員から、「人口減少の問題等もあり、これまで通り駐在所を置き続けることが不可能であることは理解している。駐在所がなくなることでの大きなデメリットがあるのであれば、その駐在所は見直しの対象外となるが、デメリットがないのであれば、住民のコンセンサスを十分に取れば進めていけるのだろうと思う。廃止される駐在所に対しては、移動交番車の活用など、住民の皆様と触れ合う機会を作ることにより安心感も醸成できると思う。将来的には、移動交番車も増やすことにより、きめ細かな住民サービスもできるのではないかと考えている。」旨の発言があった。

前田委員から、「現在、交番が15施設、駐在所が80施設存在しているとのことであるが、十分な人的リソースがあるときに設けられたものであり、社会情勢の変化、人口減少等の現状を考えると当然見直しはかけるべきで、見直しすることに異論はない。今回、警察庁からの文書により、見直しの基準がはっきりと示されたことにより、戦略的な検討を行うことができるようになり良かったと思っている。住民のコンセンサスを取ることができれば早急に見直しに取りかかった方が良いと思う。コンセンサスの基となるのは、安心感とかそのようなことではなく、これまでと同じような警察機能が維持できるかどうかであり、しっかりと説明すればコンセンサスは取れると思う。もう1点、見直しで大事と考えるのは警察官の命であり、警察官はいざというときに司令塔の役割を果たしていただかないといけないことから、耐震基準を満たしていないような建物は、すぐにでも対応していただきたい。迅速に対応できることから、対応していただきたい。」旨の発言があった。

松尾委員長から、「人口動向、道路の整備状況等考えた場合、当然再編すべきで、現在駐在所が80施設残っている状況は、多すぎるだろうというのが正直な考えである。見直しを図る上では、地図上に交番、駐在所のほか、消防署、郵便局、民間施設、コンビニエンスストアを落とし込み、市町村のグランド・デザインを描くことが重要だと思う。警察だけでこれを描くのは不可能で、県が音頭を取り、将来的には実施する必要があると思う。これから先は、一つの駐在所が受け持つエリアが広くなり、機能するのかどうかということなど、グランド・デザインを描くことで、頭でイメージしやすくなると思う。」旨の発言があった。

各委員からの発言を受け、本部長から、「インフラの状況も駐在所が出来た当時から比べると良くなっており、社会情勢、人の働き方も大きく変わってきているなかで、見直しの方向性の総論の部分については、県民の理解も得られると思う。他方で、各論の部分になってくると、感情面の問題も出てきて県民の理解を得ることが難しくなると考えている。駐在所が担っている警察行政サービスとは何かというところまで明確に示しつつ、サービスの低下を招くことはないと説明しなければならない。駐在所は、基本的には昼間時間帯しか警察官が活動しておらず、夜間に110番通報があった場合、現状でも、本署からパトカーが出動して対応している。そう考えると、駐在所が担っている警察行政サービスは極めて限定的になっており、このようなことについて、本署の方で代替措置を講じることができるということを、しっかりと説明させていただきながら進めていきたいと考えている。警察署の署長は、地元自治体、地域住民の方等との関係を良好に保つ必要があるところ、反対する住民等に対する対応等に苦慮することが予想される。そこについては、本部の方でも方針だけを示すのではなく、署長が困っているようであれば本部の方から足を運び、代わりに説明するということも含めて、丁寧に進めて行きたいと考えている。」旨の説明があった。

(3) 生活道路における法定速度の引き下げについて（資料3）

交通部長から、生活道路における法定速度の引き下げについて説明があった。

刈谷委員から、「現状、生活道路において時速60キロメートルとまではいかないまでも、時速50キロメートルくらいで走行する車両はよく目にしており、安全に資するために今回の改正に至ったということで良いことだと思う。重点指向した取締りを行うということであるが、通学路になっているような生活道路は、朝の通勤時間、抜け道になっているようなところもあり、かなりのスピードで走行する車両も見かけるので、重点的な取締りをお願いしたい。今回の改正により、交通事故が減ったという結果が聞けると嬉しいので、引き続き、広報啓発活動をお願いする。」旨の発言があった。

前田委員から、「今回の改正により、生活道路では時速60キロメートルが上限とされていたところ、時速30キロメートルが上限となり、改正後、時速60キロメートルで走行すると時速30キロメートルの速度超過となってしまう。時速30キロメートル

ルの速度超過だと、点数6点が加算され、一発で免許停止になるということで、このようなことも周知すれば抑止効果は上がると思う。」旨の発言があった。

松尾委員長から、「生活道路の法定速度はこれまでが問題だったと感じており、時速30キロメートルへの引き下げは合理的な改正と考えている。」旨の発言があった。

第4 個別決裁

1 公安委員会に対する苦情の申出及び苦情文書の調査について（2件）

総務課から、公安委員会に対する苦情の申出及び苦情文書の調査について説明があり、それぞれ受理の上、調査することを決定した。

第5 個別報告

1 繁華街対策について

生活安全部長から、繁華街に対する他県の取組等について説明があった。

2 監察案件について（2件）

首席監察官から、監察案件について報告があった。

3 公益信託の事務補助執行について

警務課から、公益信託の事務補助執行について報告があった。

4 熊本県への派遣状況について

生活安全部長及び交通指導課から、熊本県へ派遣された広域緊急援助隊（交通部隊）及び警察災害派遣隊（被災者支援部隊・特別自動車警ら隊）の活動状況等について報告があった。

第6 意見の聴取及び聴聞

運転免許センター聴聞官から、運転免許の行政処分に係る意見の聴取等の結果について報告があり、審議の結果、10件（飲酒5件、無免許2件、その他3件）の行政処分を決定した。